

都市計画法第53条に基づく許可申請について

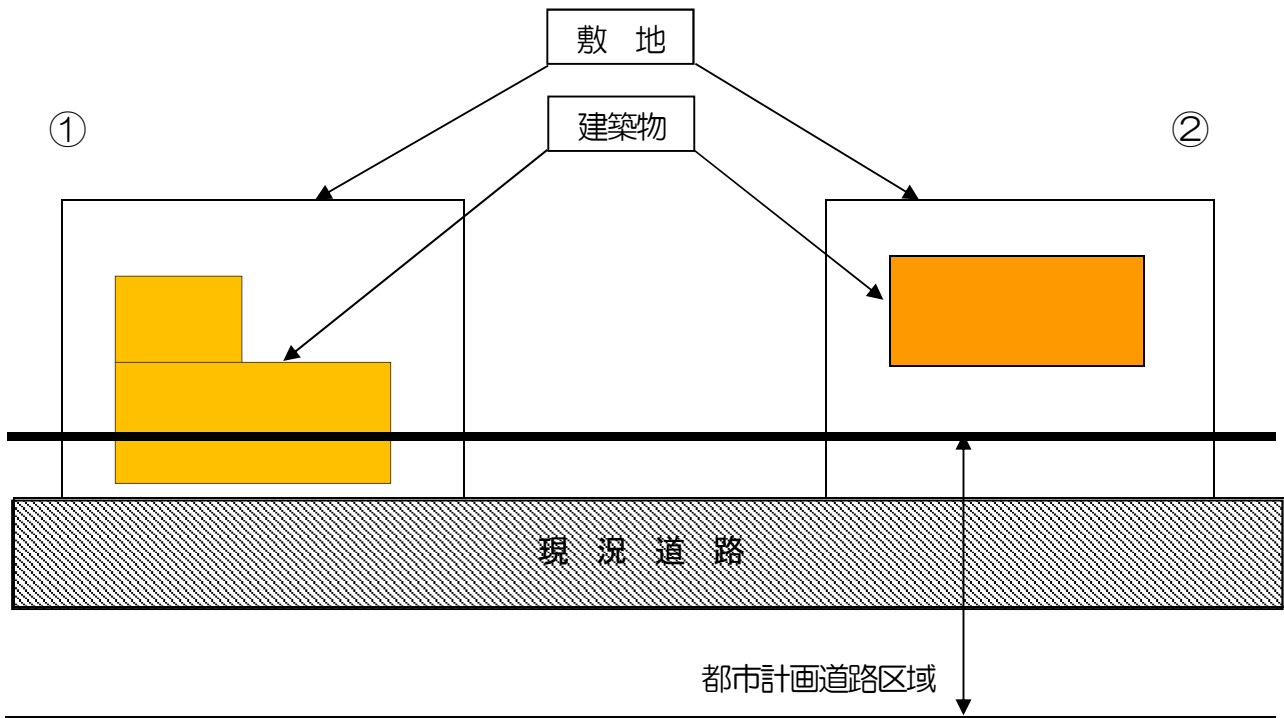
都市計画道路等の都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において、**建築物の建築をする場合は、都市計画法第53条の許可を受けなければなりません。**

将来における都市計画事業の円滑な執行を確保するため、次のとおり一定の制限（許可基準）を定めており、建築物がその要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであることとしています。

厚木市都市計画法第53条許可取扱基準（抜粋）

- ・ 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
（地階における附属建築物の自動車車庫のための施設で、取扱基準で定める要件に該当するものについては、この限りではない。）
- ・ 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。

【 許可申請の必要の有無 】



① 都市計画施設区域内の建築物の建築となり、許可が必要となります。


② 都市計画施設区域外の建築物の建築となり、許可は不要です。

なお、建築確認申請に都市計画施設区域を表示する図面等が必要な場合は、配置図（現況道路の道路杭等の記載のあるもの）等を都市計画課窓口までご持参ください。

《提出書類》

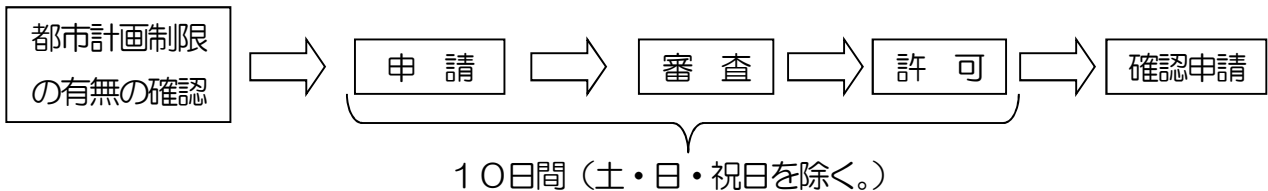
申請部数：正・副 各1部 計2部

申請図書：(1) 都市計画施設等区域内行為許可申請書

(厚木市HP 「しごと・産業」⇒「開発・都市計画」⇒「都市計画・まちづくり」⇒「厚木の都市計画」⇒「都市施設」⇒「都市計画法第53条に基づく許可申請について」の『関連ファイル』に公開 又は  で検索)

- (2) 付近見取図(方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等を明示したもの)
- (3) 配置図(方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地に接する道路の形状・境界杭等・幅員を明示した縮尺1/500以上のもの)
- (4) 建物平面図(方位及び行為地の境界線を明示した縮尺1/200以上のもの)
- (5) 建物断面図(原則として横断面図及び縦断面図の2面について主要部分の材料の種別及び仕上方法を明示した縮尺1/200以上のもの ※明示に替えて矩計図を追加で添付しても可)
- (6) 立面図(2面以上、縮尺1/200以上のもの)
- (7) 公図の写し(申請敷地を明示)
- (8) 敷地が他人の所有地である場合にあっては、使用承諾書(任意書式)
- (9) 代理申請の場合は委任状

《手続の流れ》



《その他》

- 1 申請の対象となる区域における事業予定や進捗状況などについて、当該事業施行者へ確認を実施の上で申請してください。
- 2 他の法令等において許可・届出等が必要な場合は、その法令等の規定に従い許可を受け、又は届出等を行った上で行為に着手してください。
- 3 都市計画法第53条の許可を得た後、当該建築物を申請人以外の者に売却・譲渡等を行う場合は、許可条件等を譲渡人等に周知徹底し、許可書を継承してください。

	【お問合せ先】 厚木市役所 都市計画課 都市計画係 電話 046-225-2401〔直通〕	
--	---	--